

(別紙 1-1)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(発注者指定型)

(対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事(発注者指定型)の試行対象工事である。

(現場閉所日の確保)

第2条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第3条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとしなければならない。

2 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第2条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第4条 要領第6条に基づき、週休2日確保工事に係る費用を計上している。ただし、4週8休以上を達成できなければ変更請負契約において減額補正を行う。

(アンケート調査等)

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(別紙 1-2)

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書(受注者希望型)

(対象)

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

(実施協議)

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(現場閉所日の確保)

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

(1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

(2) 現場見学会等、現場を公開するもの。

(3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものとしなければならない。

2 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(別紙2)

市場単価の補正について

市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価×週休2日の補正係数) ×加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない

(別紙3)

土木工事標準単価の補正について

土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書第Ⅵ編第1章土木工事標準単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の土木工事標準単価 = (補正前単価 × 週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
構造物とりこわし工	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.03
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
表面含浸工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.01	1.03	1.05
剥落防止工（アラミドメッシュ）	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型F R Pシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.02
紫外線硬化型F R Pシート設置工 （ポリエステル樹脂）	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置工		1.00	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
F R P製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンパイプ（ハウエル管）設置工		1.01	1.03	1.04

(別紙 4)

港湾工事（港湾に関わる海岸を含む）における市場単価の補正

市場単価は、港湾請負工事積算基準第 4 章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

労務費補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

工種	市場単価 補正係数
底面工	1.04
マット工(アスファルトマット設置)	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.05
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付工	1.05
防舷材取付工	1.05
車止・縁金物取付工	1.05

工種	市場単価 補正係数
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.05
電気防食工	1.05
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.04
ペトロラタム被覆工	1.05
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05

(別紙 5)

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系材料)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材料)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2 種金属線 び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケー ブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金 属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票（金属製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21